

第16 避難器具

避難器具の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 階段、避難口、その他の避難施設の関連において、適切な位置にあること。 b 容易に接近でき、かつ、避難器具を使用するのに支障のない空間を有している安全な構造の開口部に設けてあること。 c 他の階に設置された避難器具とは、相互に支障のない位置であること。 d 地上、その他の着地点に至るまでの空間に避難上支障となるものがないこと。 e 避難器具の着地点付近は、着地に支障のない十分な広さの空間が確保されており、安全な道路又は広場に通じていること。
構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 器具本体は、変形、損傷、発錆、腐食等がないものであること。 b 金属製避難はしご又は緩降機にあっては、検定品であること。 c 上記以外の器具にあっては、消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているか若しくは評定に合格した旨の表示が付されていること。 d 避難はしご、緩降機又は避難ロープは、防火対象物の設置階に応じた必要な長さを有していること。 e 避難橋は、十分なかかり長さを有すること。 f 垂直式救助袋のカプセル部分の地上からの高さは、器具の種類及び長さに応じたものであること。 g 斜降式の救助袋は、展開した時、水平面に対して、おおむね45度になる長さを有し、かつ、着地点に所定の固定かんを有するものであること。
取 付 部	目視により確認する。	柱、床、はり、その他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分であること。
取 付 具	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 構造耐力上支障のある亀裂、ねじれ、曲がり等がないこと。 b 接合部分に用いるナットは、緩み及び緩むおそれのないものであること。 c 防錆、防食等の措置が施されていること。 d 使用者に危害を与えるおそれのあるバリ等がないこと。
固 定 部 材	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a アンカーボルト等の固定部材は、建築物の取付部分の構造に適したものであり、堅固に取り付けられていること。 b 固定ベース（取付具を固定するコンクリート製等のおもりをいう。）を設けるものにあつては、避難器具に応じた寸法、形状及び重量のものであること。
格 納	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 常時容易に使用できる状態であること。 b 設置場所に応じた格納方法であり、器具に応じて通風性が確保されおそれること。 c 繊維を使用する器具にあっては、床に直接ふれておらず、雨水、ねずみ等の進入のおそれがないこと。
標 識	目視により確認する。	避難器具である旨の標識及びその使用方法を明示した標識が、避難器具の近くの見やすい位置に設けてあること。

イ 機能試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準
荷重試験	<p>取付具の腕（片持状となっている部分）の長さが2m以上（その他特殊な方法で取付けるものにあつては、2m未満のものを含む。）のものについて、次の方法により荷重を加えて、取付具及び取付部分の状況について確認する。</p> <p>取付具に加える荷重は、取付具と避難器具との連結部分に対して鉛直方向に加えるものとする。ただし、斜降式の救助袋にあつては降下方向に荷重を加えるものとする。</p> <p>荷重の大きさは、救助袋にあつては300kg以上、緩降機（多人数用以外のもの）にあつては195kg以上、その他のものにあつてはそれぞれに対応する大きさとする。</p>	<p>a 取付具の取付部分に亀裂、取付ボルトの損傷、引き抜け等が生じないこと。 b 取付具に破断、亀裂、耐力上支障のあるたわみ等が生じないこと。 c 取付具の構造上重要な部分に使用されているロープ、ワイヤーロープ等に耐力上支障のあるたわみが生じないこと。</p>
引抜強度試験	<p>固定部材にアンカーボルト等を使用するものにあつては、当該アンカーボルト等の引き抜きに対する耐力をアンカーボルト等の引抜力を測定することのできる器具等を用いて、当該アンカーボルト等に、設計引抜荷重に相当する試験荷重（アンカーボルト等1本当りの荷重）を加えて確認する。</p> <p>なお、引抜力を測定することのできる器具等として、トルクレンチを用いる場合における締付けトルクと引抜力（試験荷重）の関係は、次のとおりである。</p> $T = 0.24DN$ <p>T：締付トルク N(kgf)・cm D：ボルト径 cm N：引抜力(試験荷重) N(kgf)</p>	<p>アンカーボルト等の取付部分に亀裂、ボルト等の損傷、引き抜き等が生じないこと。</p>

備考 印の試験は、「避難器具の基準」（昭和53年消防庁告示第1号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されている救助袋にあつては、省略することができる。